

墓地経営許可等における事前協議要綱（平成16年9月）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則（平成23年8月横浜市規則第76号。以下「規則」という。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）及び横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号）の例による。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則（平成23年8月横浜市規則第76号。以下「規則」という。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）及び横浜市開発事業等の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号）の例による。</u></p>

(旧)

別 表

事業種別	配慮すべき施設の整備基準
1 開発行為（都市計画法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 5 号から第 11 号までに規定する開発行為を除く。）	1 開発事業区域が幅員 4.5 メートル未満の道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路に接する場合にあっては、その接する部分に沿って、当該道路の中心線からの水平距離が 2.25 メートル以上となる幅員を有する公共の用に有する空地を設け、道路状に整備を行うこと。 2 横浜市開発事業の調整等に関する条例第 18 条第 2 項第 5 号に規定する雨水流出抑制施設を設置すること。
2 宅地造成工事規制区域における宅地造成（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う宅地造成及び市街化区域における 500 m ² 未満の宅地造成を除く。）	1 開発事業区域が幅員 4.5 メートル未満の道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路に接する場合にあっては、その接する部分に沿って、当該道路の中心線からの水平距離が 2.25 メートル以上となる幅員を有する公共の用に有する空地を設け、道路状に整備を行うこと。 2 横浜市開発事業の調整等に関する条例第 18 条第 2 項第 5 号に規定する雨水流出抑制施設を設置すること。 3 下水の放流先の排出能力により横浜市開発事業の調整等に関する条例第 18 条第 2 項第 6 号に規定する遊水池を設置すること。
3 市街化調整区域における建築物の建築でその敷地面積が 3,000 m ² 以上のもの（当該建築の用に供する目的で開発行為が行われたものを除く。）	1 横浜市開発事業の調整等に関する条例第 18 条第 2 項第 5 号に規定する雨水流出抑制施設を設置すること。 2 横浜市開発事業の調整等に関する条例第 18 条第 2 項第 7 号に規定する防火水槽を整備すること。

(新)

別 表

事業種別	配慮すべき施設の整備基準
1 開発行為（都市計画法第29条第1項第1号及び第5号から第11号までに規定する開発行為を除く。）	1 開発事業区域が幅員4.5メートル未満の道路法（昭和27年法律第180号）による道路に接する場合にあっては、その接する部分に沿って、当該道路の中心線からの水平距離が2.25メートル以上となる幅員を有する公共の用に有する空地を設け、道路状に整備を行うこと。 2 <u>横浜市開発事業等の調整等に関する条例</u> 第18条第2項第5号に規定する雨水流出抑制施設を設置すること。
2 <u>市街化調整区域における建築物の建築でその敷地面積（当該敷地が市街化調整区域と市街化区域とにわたる場合は、市街化調整区域内に存する部分の面積に限る。）が3,000㎡以上のもの（当該建築の用に供する目的で行う開発行為に伴う建築及び通常管理行為、軽易な行為その他の規則で定める行為を除く。）</u>	1 <u>横浜市開発事業等の調整等に関する条例</u> 第18条第2項第5号に規定する雨水流出抑制施設を設置すること。 2 <u>横浜市開発事業等の調整等に関する条例</u> 第18条第2項第7号に規定する防火水槽を整備すること。